平成３０年度

糸魚川市木造住宅耐震改修支援事業

各事業概要

１．耐震診断員派遣事業　　P2 ～ P4

２．耐震設計補助事業　　P5

３．耐震改修補助事業　　P6

４．耐震シェルター・防災ベッド設置補助事業　　P7

申請方法・受付窓口

申請書に必要事項を記載、必要書類を添付して下記窓口へ提出してください。
申請書は、受付窓口、市ホームページから入手できます。

【受付窓口】

糸魚川市建設課 建築住宅係（市役所庁舎３階）

青海事務所

能生事務所

申込期間

平成 30 年５月 25 日～平成 30 年６月 25 日

申込が募集件数を超えた場合は、抽選となります。（先着順ではありません。）

【問合先】

糸魚川市産業部　建設課　建築住宅係

市役所庁舎３階　　電話０２５－５５２－１５１１（内線２３７６）

１．耐震診断員派遣事業　　募集件数　７件

耐震診断ってどんなことするの？

耐震診断は住宅の健康診断です。「どの部分が地震に弱いのか」「どの程度地震に耐えられるか」「耐震補強が必要か」を知ることができます。

耐震診断には「一般診断」と「精密診断」があり、一般診断を行います。大まかな流れとしては、以下のようになります。

住宅の現地調査

耐震診断員がご自宅に伺い、住宅の外部・内部の状況及び軒裏や床下の状況などを目視で調査します。

- 基礎のクラック調査
- 軒裏状況調査
- 床下状況調査
- 接合部の状況調査

耐震診断ソフトによる評点の算出

評点とは？　＝　その建物が持っている強さ（保有耐力）　÷　その建物に必要な強さ（必要耐力）

評点１．０以上
一応倒壊しない

評点１．０未満
倒壊する危険がある

派遣対象となる住宅

以下の条件を全て満たす住宅

- 木造一戸建の住宅
- 昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅
- 延べ床面積の過半の部分が居住の用に供されている住宅
- 階数が２階以下であり、かつ、延べ面積が 265 ㎡（約 80 坪）以下の住宅
- 木造軸組工法の住宅で、枠組壁工法又は丸太組工法でないもの
- 大臣等の特別な認定を得た工法により建築された住宅でないもの

耐震診断員ってどんな人？

建築士の資格を持ち、糸魚川市が主催若しくは、認める講習会を修了し、耐震診断員として糸魚川市の登録を受けている人です。

耐震診断員派遣事業の流れ

耐震診断員派遣の申込

申請書を申請窓口に提出して下さい。

↓ 受付締め切り後、１週間程度

耐震診断員の派遣決定

申請内容を審査し、糸魚川市より「耐震診断員派遣決定通知」を送付します。

↓ ２週間程度

耐震診断員の決定通知

実際に耐震診断を行う診断員の方をお知らせします。
調整の連絡が診断員よりいきますので、現地調査の日程を調整して下さい。

↓

耐震診断員の現地調査

耐震診断員がお宅に伺い、現地調査を行います。
軒裏、床下等の点検を行いますので、点検をしやすいように片付け等ご協力下さい。

↓ ２か月程度

耐震診断結果の報告

耐震診断員がお宅に伺い、耐震診断の結果について説明・報告します。

↓

耐震改修等工事の検討

診断結果を確認のうえ、耐震改修等について検討下さい。

耐震診断員派遣の申込について

「耐震診断員派遣申請書」に必要事項を記載し、申請窓口まで提出願います。確認申請書類や図面等、建物の資料がある場合は合わせてご用意ください。

診断にかかる費用は無料です。

耐震診断後の流れ

耐震診断後、評点が 1.0 未満の場合には下記の通り住宅の耐震化を図ることとなります。それぞれの費用に対しての助成もありますのでご検討下さい。

耐震補強設計

耐震診断の結果を基に、地震が起きても建物が倒れにくくなるように、基礎や壁の補強などの改修工事の計画を行うものです。

設計費用の 3 分の 1（上限 10 万円）助成いたします。

耐震補強

耐震補強設計に基づき行う、基礎や壁の補強などを行う改修工事です。

工事費用の 3 分の 1（上限 65 万円）助成いたします。

耐震シェルター・防災ベッド設置

住宅が倒壊してしまった場合でも壊れない箱型の構造物を、１階の部屋に設置する工事です。

設置費用の 2 分の 1（上限 20 万円）助成いたします。

２．耐震補強設計補助事業　　募集件数　１件

耐震補強設計とは？

耐震診断を行った結果、倒壊する可能性がある（評点が 1.0 未満）と診断された住宅を、倒壊しない（評点が 1.0 以上となる）ように**改修する工事をするための設計**です。

耐震補強設計補助事業の流れ

耐震補強設計者の選定

耐震補強設計を行う設計者を決めてください。
（糸魚川市で選定いたしません）

↓

設計補助の申込

申込書に設計費の見積書を添えて、申請窓口に提出してください。

↓

設計補助の決定通知

申請内容を審査し、糸魚川市より決定通知を送付します。

↓

耐震設計作業

耐震改修工事後の評点が 1.0 以上となるように設計を行います。
設計内容について「建築士会糸魚川支部」の判定会にて確認を受ける必要があります。

↓

耐震設計完了の報告

報告書に必要書類を添えて、申請窓口に提出してください。

↓

補助金受領

設計費用の 1/3（上限 10 万円）助成いたします。

耐震補強設計補助事業の申込について

下記の書類を申請窓口まで提出してください。

【提出書類】
・耐震改修支援事業（耐震設計等）補助金交付申請書
・設計費用の見積書の写し

３．耐震改修工事補助事業　　募集件数　１件

耐震改修工事とは？

耐震補強設計を基に、評点が 1.0 以上となるように行われる改修工事です。

耐震改修工事補助事業の流れ

耐震改修工事施工者の選定

耐震改修工事を行う施工者を決めてください。
（糸魚川市で選定いたしません）

↓

耐震改修工事補助の申込

申込書に改修工事の計画書、見積書を添えて、申請窓口に提出してください。

↓

耐震改修工事補助の決定通知

申請内容を審査し、糸魚川市より決定通知を送付します。

↓

耐震改修工事

耐震設計を基に工事を行います。

↓

耐震改修工事完了の報告

報告書に必要書類を添えて、申請窓口に提出してください。

↓

補助金受領

工事費用の 1/3（上限 65 万円）助成いたします。

耐震改修工事補助事業の申込について

下記の書類を申請窓口まで提出してください。

【提出書類】
・耐震改修支援事業（改修等工事）補助金交付申請書
・耐震改修等工事計画書
・工事費用の見積書の写し

４．耐震シェルター・防災ベッド設置補助事業

募集件数　１件

耐震シェルター・防災ベッドとは？

住宅が倒壊した場合でも、中の人がつぶされないような強度・機能を持っている箱形の構造物またはベッドです。

耐震シェルター・防災ベッド設置補助事業の流れ

設置業者の選定	シェルター設置工事を行う施工者を決めてください。（糸魚川市で選定いたしません）
⇩	
設置工事補助の申込	申込書に設置工事の計画書、見積書を添えて、申請窓口に提出してください。
⇩	
設置工事補助の決定通知	申請内容を審査し、糸魚川市より決定通知を送付します。
⇩	
設置工事	計画書を基に工事を行います。
⇩	
設置工事完了の報告	報告書に必要書類を添えて、申請窓口に提出してください。
⇩	
補助金受領	設置費用の 1/2（上限 20 万円）助成いたします。

耐震シェルター・防災ベッド設置補助事業の申込について

下記の書類を申請窓口まで提出してください。

【提出書類】
・耐震改修支援事業（改修等工事）補助金交付申請書
・耐震改修等工事計画書
・設置費用の見積書の写し